

栃木県企業局宇都宮ゆいの杜産業用地分譲要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県企業局（以下「県」という。）が宇都宮市ゆいの杜地内において整備する宇都宮ゆいの杜産業用地（以下「産業用地」という。）の分譲に関し必要な手続等を定めることにより、用地の円滑な分譲に資することを目的とする。

(分譲方式)

第2条 産業用地の分譲方式は、一括分譲とする。

(分譲対象業種等)

第3条 産業用地の分譲対象業種は、宇都宮市テクノポリスセンター地区計画の核施設地区（準工業地域）に立地可能な業種のうち、本県ものづくり産業の戦略的な振興に資する次の分野とし、地域経済の活性化に寄与するものとする。

- (1) 自動車、航空宇宙、医療福祉機器
- (2) AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材
- (3) 食品関連

(分譲対象企業)

第4条 産業用地を買い受けることができる企業（以下「分譲対象企業」という。）は、事業を営むための工場等を建設しようとする者で、原則として次に掲げる条件をすべて備えた者とする。

- (1) 土地売買契約締結から3年以内に自ら工場等を建設し、操業を開始することができること。
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有すること。
- (3) 工場等の建設及び経営に係る事業計画及び資金計画が適切であること。

(買受けの申込み)

第5条 分譲対象企業は、産業用地を買い受けようとするときは、買受申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して県に申し込むものとする。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 建設計画概要書（様式第3号）
- (3) 定款
- (4) 現在事項全部証明書
- (5) 会社概要
- (6) 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (7) その他県が必要と認める書類

(協議及び内定の通知)

第6条 県は、買受け申込みがされたときは、宇都宮ゆいの杜産業用地企業誘致検討委員会（以下「委員会」という。）において分譲対象企業の立地について協議するものとする。

なお、協議に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 県の産業施策への寄与が見込まれる企業であること。
- (2) 経営内容が健全で、安定性、発展性があり、かつ雇用が見込まれる企業であること。
- (3) 地域経済の発展への寄与及び県内既存産業への波及効果が期待できる企業であること。
- (4) 公害防止のための対策が確立され、地域環境との調和が図れる企業であること。
- (5) 付加価値が高く、生産性の高い企業であること。

2 県は、委員会の協議結果を踏まえ、分譲対象企業が産業用地に立地することが適当であると認めたときは、当該分譲対象企業に分譲の内定を通知するものとする。

(土地売買契約等の締結等)

第7条 分譲の内定を受けた企業（以下「分譲先企業」という。）は土地売買契約を締結するものとする。

(所有権の移転)

第8条 売買土地の所有権は、分譲先企業が売買代金を完納したときに分譲先企業に移転するものとする。

(売買土地の目的外使用の禁止)

第9条 分譲先企業は、売買土地の所有権移転の日から10年間は、土地売買契約時に定めた用途以外の目的に使用することはできないものとする。

(売買土地の転売等の制限)

第10条 分譲先企業は、売買土地の所有権移転の日から10年間は、企業局長の承認を得ずに、売買土地や売買土地の上に建設された工場等の施設に関する所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできないものとする。

(買戻特約の設定)

第11条 売買土地の所有権移転登記と同時に、所有権移転の日から10年間を期間とする買戻特約の登記を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、用地の分譲に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年6月4日から実施する。

この要綱は、令和3(2021)年12月20日から適用する。